								路外駐車場	設置(変更)届	出書				(用紙A4)
	-44-	 =	-		_			***			令和	年 年	月	日
	萩	市長	田	4	1	文	夫	様	駐車場 住所		:名又に	は名称及び住所	ŕ	
									1年7月					
									氏名					
ļ	駐車	場法	第12	条の	規定	定に。	にり、	、次のように届け	出ます。					
1	駐	車	場	\mathcal{O}	名	称								
2	駐	車	場	の	位	置								
	イ					面積	_						平方	i メートル
	П	部分	分の同	面積		する							平方	i メートル
3			+B- ま筑#			部分	・駐	<u></u> 車の用に供する	一般公共の用に	四輪車 (´注)		平方	i メートル
		u ,	<u> </u>	/	*> W	, HIS 22		分の面積(A)	供する部分	専用	. 1/	(駐車台数	1 /3	台)
										特定自動	二輪		平方	i メートル
									車専用	(駐車台数		台)		
										m ±\/. ±	平方	i メートル		
規										四輪車及び 特定自動二	四輪車 駐車台数		台	
八九									輪車併用	特定自動二	輪重			
												駐車台数	. [[[]	台
										小計				i メートル
									それ以外の部分	四輪車専	用	(駐車台数	平方	デメートル 台)
										特定自動車専用	二輪	(駐車台数	平方	iメートル 台)
										輪車併用		平方	i メートル	
											四輪車 駐車台数		台	
												特定自動二	.輪車	
												駐車台数		台
-11-1								14 kh o 7 (4 (p)		小計				iメートル
模		b 🕏	主筑业	勿でフ	² 21.1	部分	+	路等の面積 (B) 車の用に供する	一般公共の用に					iメートル iメートル
			∟ <i>></i> ₹*1/\	~ ∵ d	у , Ц	. Dh //		分の面積(C)	供する部分	四輪車専	用	(駐車台数	1 23	台)
										特定自動	二輪		平方	i メートル
										車専用		(駐車台数		台)
												mı +∧ →	平方	i メートル
										四輪車及特定自動		四輪車 駐車台数		台
									輪車併用		特定自動二	輪重		
											駐車台数	. [[[]	台	
									小計				i メートル	
									それ以外の部分	四輪車専	:用	(me) to tolet	平方	「メートル
												(駐車台数	ਜ; ⊥	台)
										特定自動車専用	—=====================================	(駐車台数	半力	デメートル 台)
										<u>→</u> 4/11		/阿工一 口 3人	平方	iメートル
										四輪車及び	四輪車			
										特定自動	i_	駐車台数		台
										輪車併用		特定自動二	.輪車	/-
										小計		駐車台数	立十	台 iメートル
							+1	改		\1,b				iメートル iメートル

ı	ı	野士の田沢供より如八	の工徒の人引	かい (L の 田) >	I		ㅠ+)] 기
		駐車の用に供する部分 (A+C)	の面積の合計	一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	(駐車台数	平方メートル 台)
		(A + C)		一分 の 即り	特定自動二輪	(河上午 口 奴	平方メートル
3					車専用	(駐車台数	台)
							平方メートル
					四輪車及び	四輪車	
規					特定自動二	駐車台数	台
					輪車併用	特定自動二輪	
					小計	駐車台数	<u>台</u> 平方メートル
				それ以外の部分			平方メートル
模				-C 4 OPY / PO J ED //	四輪車専用	(駐車台数	台)
					特定自動二輪	(m) 1 N/	平方メートル
					車専用	(駐車台数	台)
					m #A # 7 7 %	四輪車	平方メートル
					四輪車及び 特定自動二	四 甲 駐車台数	台
					輪車併用	特定自動二輪	
					111111111111111111111111111111111111111	駐車台数	台
					小計		平方メートル
4	イ	建築物である部分		•			
構造	口	建築物でない部分					
	イ	a 特殊の装置の有無					
5	特	は、竹外の表色の行派		T			
			認定の番号				
設		15夕の担会にトフ					
	装置		特殊の装置の名称等				
備	旦	記しり成女					
	口	それ以外の設備					
6	附	帯業務のための施設					
7	従						
8	供	 : 用 開 始 (予 定) 日					

(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、 操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約 等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する 部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を 記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載するこ 七
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国 土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載 すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。